



市民がつくる環境都市こまき

# こまき環境広報

編集：こまき環境市民会議

## 小牧市は環境都市宣言のまち

# ふんを放置する飼い主

# 見つけたらお知らせください

ふんの放置。犯罪だと知りながら放置する飼い主が後を絶ちません。

人口が減るかたわらペットは増えています。このままでは、まちは汚れるばかりです。ふんの放置は、環境都市の市民として誠にはずかしい、非常識極まりない行為です。マナーの問題ではなく、子どもにも示しがつかないモラル（道徳心）の問題です。**みんなで気をつけましょう。**

連絡先

小牧市役所 廃棄物対策課

76-1147

## ペットのふんに関する法律と小牧市の条例

### 〔法律〕廃棄物処理法

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。（第16条）

罰則：5年以下の懲役または1000万円以下の罰金。

解説：ポイ捨てにも、ペットのふんにも適用される場合があります。違反すると警察が本人を取り調べることがあります。

### 〔小牧市条例〕小牧市快適で清潔なまちづくり条例

#### 第7条 ふんの放置及び投棄の禁止

飼養し、保管する動物がしたふんを公共の場所等に放置、投棄してはいけません。

罰則：2万円以下の罰金

解説：公共の場所等とは、道路、公園はもとより、他人の土地も含まれます。埋めてもいけません。自分の土地以外は全て持ち帰って始末しなければいけません。



子どもたちも心を痛めている